

# はちしんの健全性確保への取組み

## コンプライアンス(法令等遵守)態勢

### コンプライアンスへの取組みについて

「コンプライアンス」とは、日常業務を遂行するうえでの数多くの法令や規定をはじめ、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。

信用金庫は、協同組織金融機関として社会的使命と公共的責任を有しており、このことを役職員一人ひとりが十分認識し、本使命達成のために自己責任経営に徹するとともに健全性と透明性を高める必要があります。また、「金融検査マニュアル」の中でも法令等遵守に対する施策、自覚等が求められています。

このため当金庫は、規模や特性を充分勘案しながらこれらに対応するため、コンプライアンス基本方針として平成10年5月に「基本理念」を定め、平成12年10月には「行動指針」、平成17年12月に「はちしん倫理の視点」を制定し、遵法精神を庫内に深く浸透させることを推し進めております。

### 基本理念

平成10年5月制定

#### 地域に役立つ信用金庫

～ひとりのみんなのあしたの～

- 1. 規律を守り誠実に行動する
- 1. 健全経営を追求する
- 1. 自己改革を怠らない
- 1. 働きがいのある職場をつくる

### はちしん倫理の視点

平成17年12月制定

- 1. 法令遵守 その行為は、法令に反していないか
- 1. 基本理念 その行為は、基本理念・経営方針に反していないか
- 1. 社会常識 その行為は、社会に通用するか
- 1. 顧客・地域 その行為は、顧客・地域がどう思うか
- 1. 自分の心 その行為は、間違っていないか、もう一度

### 金庫内組織・体制

当金庫は役職員全員が日常の営業活動の中で「コンプライアンス(法令等遵守)」の意識を再確認すると同時に法令や法令に基づく各種ルール、社会的な規範を遵守し、規律ある行動をすることが重要となってきたことから、平成10年2月1日に「コンプライアンス委員会」を設置しております。

#### <コンプライアンス委員会>

役職員のコンプライアンス(倫理・サービスおよび法令等の遵守)の徹底を図ります。

#### <コンプライアンス統括部署>

事務統括本部がコンプライアンス状況を総合的に把握・管理しています。

#### <コンプライアンス担当者>

コンプライアンス推進のため各本部営業店にコンプライアンス担当者を配置しています。

#### <報告体制>

当金庫の部門間または役職員間の相互チェック機能を充実させ、不祥事件の未然防止ならびに相互発見のための報告体制をとっています。

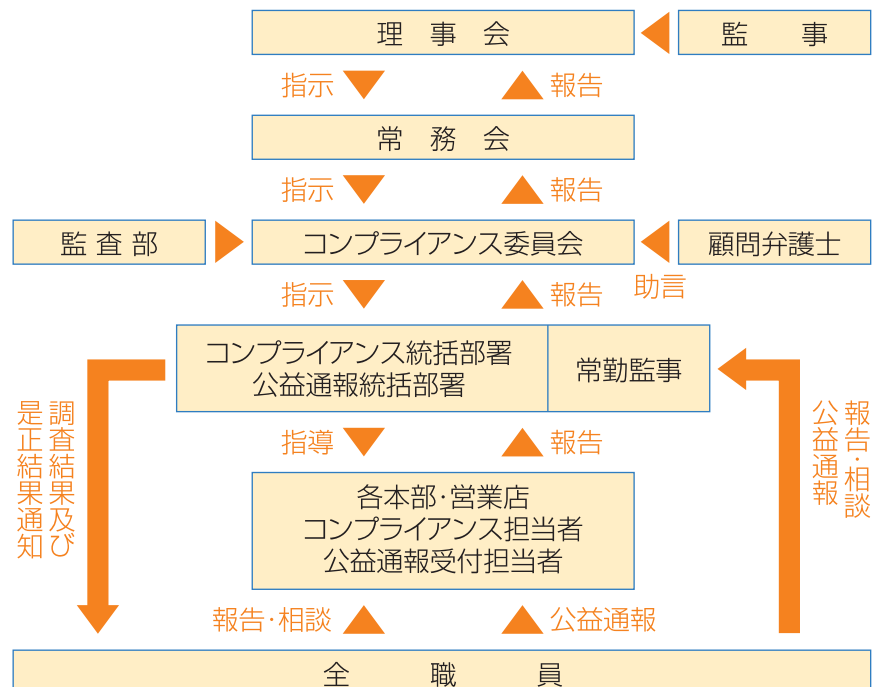
##### ・通常報告

職員 ⇒ 担当者へ報告 ⇒  
統括部署へ報告

##### ・直接報告

職員 ⇒  
統括部署・常勤監事へ報告

### コンプライアンス体制(組織図)



## ■利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、「利益相反管理方針\*」を定めこれを遵守しております。

## ■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針\*」を定めこれを遵守しております。

## ●お客様保護への取組み

### ■金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、「金融商品に係る勧誘方針\*」を定め、勧誘の適正の確保を図っております。

### ■「個人情報の保護に関する法律」への取組み

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」に則り、個人情報の適切な保護と利用を図るため、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）\*」を公表しております。

また、役職員が遵守すべき個人情報の取扱いに関する基本事項として「個人情報事務取扱要領」を定め、個人情報の重要性を認識し業務に取り組んでおります。

### ■「預金者保護法」への取組み

お客様が偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金の払出しの被害にあわれた場合に、預金者保護法に則した補償を行う態勢を確立するため「個人・法人兼用カード規定」や「偽造カード等または盗難カード等を用いてATMから不正に預金が払出された被害者に対する対応マニュアル」を制定し対応を図っています。

また、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金の払出しが社会問題化していることに鑑み、当金庫ではATM取引において次の対策を実施しております。

- ① 暗証番号変更が可能
- ② 1日および1回あたりの引出し限度額は50万円まで（当金庫カードご利用の場合）なお、お客様のお申出により200万円を上限として引出し限度額の変更が可能。
- ③ お客様のお申出により1日あたりの支払い限度額および限度回数を口座単位毎に設定可能
- ④ ATM覗き見防止シートの貼付および後方確認ミラーの取付け
- ⑤ ATM画面に口座不正利用防止および振り込め詐欺の注意喚起メッセージを表示等

なお、キャッシュカードの紛失・盗難または偽造のおそれがある場合は、至急右記の連絡先までご連絡ください。

受付時間		連絡先
平日	8:45～17:30	お取引店または本部 0575-65-3125
平日	上記時間帯以外	はちしんキャッシュカードの紛失・盗難・偽造等の連絡窓口 058-265-2578
休日	土曜・日曜・休日 24時間	

### ■「振り込め詐欺救済法」への対応

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）が平成20年6月21日に施行されました。この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座を凍結して残っている犯罪被害資金を、被害者の方に返還するルールを定めたものです。

当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からの電話での受付窓口を設置し、お問い合わせを受付けております。

受付窓口	営業統括本部
電話番号	0575-65-3125
受付時間	9:00～17:00 月曜日～金曜日（当金庫休業日を除く）

※各方針等は、はちしんホームページにて詳しくご覧いただけます。

## ■「金融ADR制度」への対応

### 〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため事業運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時30分）に営業店（電話番号は65ページ参照）または営業統括本部（電話：0120-939-853）にお申し出ください。

### 〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記営業統括本部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

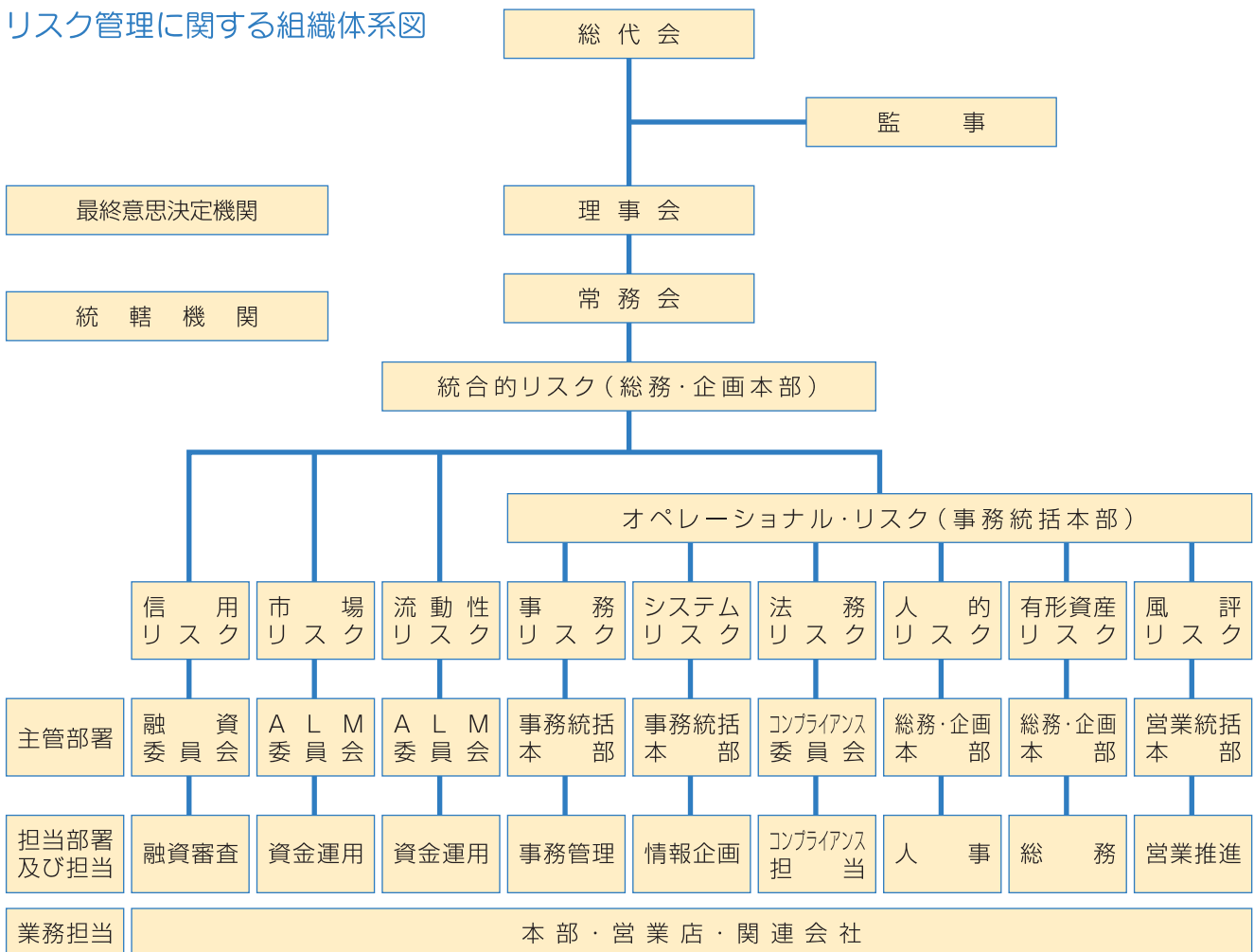
## ● リスク管理体制

### ■ リスク管理への取組みについて

金融の自由化、国際化、証券化の進展にともない、金融機関の抱えるリスクは一層多様化、複雑化しています。こうした状況下にあっては、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。

当金庫では、リスク管理の強化を経営計画上の重点施策として位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理体制の充実強化に努めております。

#### リスク管理に関する組織体系図



（詳しい内容はP.46～P.48「単体における定性的な開示事項」をご覧ください。）